

# 会 議 録

詳細 - 長期計画担当課 電話 03 - 3981 - 1479

附属機関又は 会議体の名称	第5回 豊島区基本構想審議会第1部会	
事務局（担当課）	長期計画担当課	
開催日時	平成15年11月20日（木）19:00～21:00	
開催場所	豊島区議員協議会室	
出席者	委 員	金井利之（東京大学助教授） 恒吉僚子（東京大学助教授） 伊藤榮洪（教師） 三井菜摘（一般公募） 今村勝行（収入役） 二ノ宮富枝（教育長） 小林ひろみ（区議会議員） 木下広（区議会議員） 本橋弘隆（区議会議員）
	幹事	企画課長、財政課長、広報課長、行政管理課長
	その他	政策経営部長、区民部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、教育委員会事務局次長、区有財産活用担当課長、区民活動推進課長、管理調整課長、子育て支援課長、保育園課長、教育改革推進課長、指導室長
公開の可否	公開	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	(1) 新基本計画の分野別体系（第1部会担当分全体）について (2) その他	

## 1. 開会

事務局： ただ今より、第1部会第5回審議会を始めさせていただきます。本日、森田委員、水島委員は欠席との連絡を受けている。また、宮崎委員は遅れるとの連絡であるが、場合によっては欠席との連絡を受けている。それでは、部会長、よろしくお願い申し上げます。

## 2. 議事

金井部会長： 本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。前回14日にこの会議を予定していたが、私の一身上の都合で日程を再調整させていただいて、委員各位にはご迷惑をおかけした。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

ただ今より第1部会を開催させていただきたいと思う。本日は第5回目の部

会になるが、前回までの審議で各委員から出された修正案と事務局からの修正案について審議いただければと思う。審議の進め方だが、体系毎に修正箇所を事務局より説明し、その後修正案を提出された委員から必要であれば提案の趣旨説明を説明していただいて、修正案毎にお諮りをして部会案として決定させていただければと思う。尚、審議の過程で修正案に対してさらに修正等の意見がある委員は、具体的な文章という形で最終成案を提示していただければと思うので、ご協力よろしくお願ひしたい。それで、ご案内の通り27日に審議会の全体会が決められている関係上、27日までに部会案をまとめるといふ任務が課されている。この点については是非皆さまの審議に関するご協力をお願いできればと思う。本日議論して決めなければならない案件が10数件あり、仮に2時間予定しても、1件当たり10分で考えていかないと今日中には終わらないということになる。すでにこれまで4回の会議で委員各位のご意見はかなり交換されていて、お互いに今考えていることも理解されていると思うので、その点でも、発言はできるだけ簡略に手短にお願ひできればと思う。是非ご協力お願ひしたい。

それでは早速審議の1つ目「すべての人が地域で共に生きていけるまち」の体系から審議に入りたいと思う。では事務局から修正箇所について手短に説明お願ひしたい。

事務局： <以下、資料説明>

金井部会長： ありがとうございます。

それでは、一つずつ議論に入っていただければと思う。まず一つ目は2ページ目、「高齢者・障害者の自立支援」というところである。それでは修正案を出された委員から簡略に趣旨説明いただき、審議に入っていただければと思う。Q委員、簡略にお願ひしたい。

Q委員： 修正理由のところに書いてあるように、実際特養ホームの待機者が増大している。もちろん介護保険でやるのだが、では介護保険以外の施設はいらいのかといえはそういうことでもないだろう。通所サービスであるデイサービスは、在宅サービスであるが、施設がなければできないという意味では、施設も必要であり、「施設」を入れていただきたい。また「移行が求められている」といふと、施設はいらいのかという議論にもなりかねないので、「施設」をいれる提案である。

金井部会長： ありがとうございます。ご意見は、どうぞ。

Q委員： 全体に関する事務局への質問であるが、いろんな意見が出され、それらについては具体的な施策の中で検討し、入れていくというお話だったと思う。意見は施策の中に全部含まれているのか。具体的な個々の施策を決めるときにはいろんな要素が入ってくるはずだが、ここの体系案の中には皆さんがお

っしゃった意見は含まれるのか、そこを確認したい。

事務局： 最初の地域福祉の推進については、各委員がかなり多くの意見を出していた。事務局としては今回審議いただいている施策については、概ねその方向性が読み取れるだろうという判断である。Q委員がおっしゃるように、今後、施策の実際のレベルでの審議にあたって、事務局案を出させていただき、極力その中に反映させていただきたいという趣旨である。

金井部会長： 他の意見はいかがか。

Q委員の趣旨は施設も在宅も両方大事である。一方、事務局は社会福祉基盤構造改革により施設偏重から別の方向に移そうという方向性を出している。いかがか。

P委員： 「多様な事業者の促進」と書いてあるから、全くなしというのもどうだろうか。

金井部会長： 今、P委員から意見頂戴したが、他の方はいかがか。

P委員： 確認だが、事務局案の社会福祉基盤構造改革により施設の偏重の考え方云々の意図は、要するに行政で基盤整備をしてきたが、これからは民間を導入するという考え方も入っているのか。

事務局： おっしゃる通りである。

P委員： そうすると、今まで特養ホームを行政が建ててきた過去はあるが、財政的に厳しくなり丸々全部は建てられないということを考えると、この部分は残す必要があるのではないか。「施設偏重の考え方」というところが問題なのか。Q委員、何が一番問題なのか。

Q委員： 「施設偏重～求められている」といっているが、特養ホームの待機者はまた千人を超えた。入りたいという要望があるのは事実だ。確かに入らなくてもすむのなら家で生活したい、それは気持ちとしてはわかる。しかし現実を言えば家では看られないから、特養ホームに入りたいという人が増えているのだと思う。それなのにあたかも特養ホームはもう作らないと見えかねない。今区は、作ること作らないことと言ったが、それはまだ議論になっていない話で、豊島区としてどういうふうにもっていくのか。いろんなところにNPOを参加させようとか、民間活力について全否定はしていない。この間の保育園のことについてもそうだ。今問題はあるが、民間の社会福祉法人が今まで全然駄目な保育園を運営してきたかとか、社会福祉法人がやってきた特養ホームが全部駄目だということを言うつもりはない。だが、現実問題、民間の問題で言えば、国や東京都は民間に出していた補助を出さなくなって、区がやっていたことを民間にやるということになれば質が下がってしまうことが問題であるということを論議しているつもりだ。現実問題、確かに家で自立するといってもそれはヘルパーがいて支えるわけで、施設の中でも自

立といえないかと言えばそうではない。グループホームや、グループハウスなどが施設には入らないと言われればそれまでだが、様々な形で支援するからその人がその人らしく生きられる。そういう意味でも、改めて話をしなければいけないと思っている。地域で支えるというのだが、地域というのはどこまでの地域を言っているのかといえば、自分のすぐそばの地域であると思って良いのだが、そこにはやはり特養ホームもなければならぬし、老人介護保険施設もなければならぬだろう。在宅サービスに位置づけられているデイサービス施設もなければならぬ。そういうものがあって、ヘルパーなどのように家にいて受けるサービスもある。あるいはショートステイも、特養ホーム等の施設を造らなければショートステイもできない。この辺のところは合意できる範囲ではない。

金井部会長： 合意を探していく努力が大事なのだが、どうぞ。

事務局： 事務局の原案「施設偏重の考え方から」を削除して、「利用者選択を支える基盤整備へ移行が求められている」というように変更しても良いと思う。「社会福祉基盤構造改革により、利用者選択を支える基盤整備へ移行が求められている」ということでいかがか。施設の必要性については Q 委員のいうことも十分理解できる部分があり、「施設偏重の考え方」というのは若干強い気がするので、変更しても良いと考える。

金井部会長： 今、事務局の方から再修正案が出されたが、いかがか。Q委員の意見は施設が全くなっていいという趣旨ではないということで、それはかなり合意が出来ると思うのだが、その意味で今事務局からその趣旨を明確にしたということなのだが、いかがか。

N委員： 事務局に尋ねる。あくまでも当初体系案で記載されているのは施設偏重の「考え方」で、いわゆる哲学の部分だと思う。その背景にあるのは国や自治体は何をしてくれるのかという問いかけではなく、国や自治体の「ため」に何が出来るのかというふうに国民精神もシフトしていくべき時代だということ、高らかにさり気なく謳い込んでいるのかという気がする。これはかなりキーワードになっていると思っている。これは一つの哲学的フレーズなので落としてしまうとどうなるのだろうかという気はするのだが、いかがか。

金井部会長： 事務局あるいは他の委員から。

今の事務局の再修正案で難しいという意見もあったと思うが、いかがか。

N委員は原案の方が良いという意見だがいかがか、他の委員。

N委員： その哲学をお捨てになるというのであれば、それはそれで仕方ない。

金井部会長： 事務局は捨ててもN委員としては捨ててはいけないという意見はあると思う。

事務局： 確かに、N委員がおっしゃるように公共サービスの提供主体のあり方という考え方はだいぶ変化してきていると思う。その考え方については、当然、福祉施策もそうだが、他の施策についても共通する部分だと思っていて、今後全体会でご審議いただく「区民等の参画の推進」あるいは「新たな区政運営システム」があるので、そこで、哲学的な部分については、事務局案として記載したものを提案していきたいと思っている。したがってN委員が捨てると言った哲学を捨てるつもりはない。

金井部会長： 「施設偏重の考え方から」という文言を削るということは精神を捨てるということではないという理解だが、いかがか。

N委員： 事務局がその後言った意見で結構である。

部会長： Q委員どうぞ。

Q委員： 事務局の説明では私は少し納得できない。最初に言われたように言うだけでいけば全く抵抗なく良いと思った。確かにまず自助が必要でそれから共助、さらに公助だというのは納得出来る方もいるが、現実問題、自分のことは自分で全部やりなさいということになると、福祉の問題は、本当にそれでいいのだろうかと思うところである。では税金を皆さんから集めて何をやるのか。自分で自分のことをやりなさいといったときに、その税金はどのように使われるのかといった面で、問題があると思っている。施設偏重に関するご発言については、撤回していただきたい。精神の部分も含んでいるのだから、合意が出来る範囲でやっていただきたい。本来、介護保険は利用者選択が出来るようにするためだと導入時に随分言われたが、現実はお金がなければ選べない。入りたいと思っても特養ホームは足りないから入れない。介護保険は、そもそもこの社会福祉基盤構造改革の考え方だ。そこまで言ってしまうと、私も全部ひっくり返さなければならないが、そうではないだろうということなので、先ほどの部分についてはもう一度訂正していただきやってもらいたい。

金井部会長： いかがか。

H委員： この修正案はもっともだと思う。事実私達も歳をとってくるから公的な施設が充実していくのは、私でなくとも多くの老人がそう願うと思う。しかし、今でさえ待機者が千名もいるとなると、造っても造ってもニーズに対応できないということにならないか。ここに施設の充実と書くことによって、区の約束になってしまう。そうするとこれが財政上どのくらいできるのかということが問題になるのではないか。だからといってこのような施設のところは抜いて良いかということそういうわけにもいかないで、非常に矛盾を感じる。だからここでは出来ないことを約束しても無理なところがあるとすれば、ここは文章上であまり言い切らない。Q委員がいうことは本当に良くわかるが、

事実それを必要としていく人がたくさんいる、今千名といわれたがそれ以上かもしれない、だから、本当に必要なだろうというのはわかるが、あまり具体的に書くと困るのではないか。行政側が自縄自縛になるのではないということを守るが、そういうことはないのか。

金井部会長： 変える以上はどういうふうに変えるのかという提案を是非いただきたい。いかがか。いろんな意見が出て難しいと思うが、どう。

P委員： 福祉における基礎構造改革は入れた方がよいと思う。利用者が選択するというのは従前にはないことであり、時代とともに変化していることであって事実を述べているということである。ただ事務局の「施設偏重の考え方から」というのは少し極端な表現だと思うので、その辺を外せばいいのではないか。

Q委員： 「利用者選択」は「移行」という言葉が気になるが大事なことであり、その中で在宅サービスの充実と利用者保護の仕組みも重要な課題である、ということであれば私も否定はしてないと思った。しかし、先ほどの事務局発言があったため、今の段階では撤回してもらいたい。これから議論する話ではないかと思うところである。

政策経営部長： 担当課長から申し上げたように、「施設偏重の考え方」という表現は、従前は施設を造ればいいという思いだったということ表現したかったために強く出てしまったということである。その考え方が介護保険の導入後変わってきたことは事実で、誰が運営主体になるのか、どこが担うのかというのはこれからの議論である。であるからこそ哲学を「捨てない」という表現をしたので、それは今後議論していただければいいことで、今回のところは「施設偏重の考え方から」というところが、私共が思っている以上に言葉にすると強くなっていたので、ここを削除するという事務局案を示したところである。

金井部会長： いかがか。「施設偏重の考え方から」というところを削除して、最大公約数的にまとめるというのも一つの方法かと思うがいかがか。では、今日いただいた様々な議論を飲み込む形で事務局側から再修正案として提案されたものでこのテーマは固めさせていただきたく。

次は政策の(3)の健康のところである。Q委員から修正案が出されているので、Q委員お願いしたい。

P委員： これは「早期発見・早期治療」という言葉を入れるわけで、良いと思う。

金井部会長： 今、P委員から意見があった。一次予防も重要だから一次予防を軽視してはいけないということを確認的に明記しようということだが、他の委員どうか。よろしければQ委員の修正案ということで決定させていただく。

それでは3ページ目 「健康危機管理」だが、先ほど修正案について事務局の方から若干説明があったが、要はこの部会の議論を受けて被害者の心のケアということを付加したということである。これについてご意見をいただ

きたい。

P委員： よろしいと思う。

金井部会長： 基本的には、部会の議論を踏まえて事務局で受けて下さったことで、部会の議論に齟齬するものではないのだが、いかがか。

N委員： 事務局修正案で結構である。

金井部会長： の「健康危機管理」も事務局修正案で決めたいと思う。

次は「地域医療の充実」だが、これも部会での議論で「子どもから高齢者まで」というところを加えたらということだが、これについてもいかがか。

Q委員： 良いのではないか。

金井部会長： 他になければ、これも部会での議論を汲み取って直していったということでご了解いただいたこととする。

続いて(4)「生涯学習、生涯スポーツ」である。これについてはの「生涯学習の環境整備」でH委員から「使い勝手の良い」という部分を入れていただきたいという趣旨だが、もし理由についてご発言があればH委員手短にお願いしたい。

H委員： 立派な施設を造るのではなく既存施設の有効利用を含めて、書外学習環境を整備するという趣旨である。

金井部会長： いかがか。

Q委員： 結構だ。これは生涯学習だけではなく全てに通じる考え方だと思う。ここだけ入って他に入らなくて駄目だということにならないような共通認識をいただきたい。

金井部会長： いかがか。ここで入っているのはたまたまここで修正案が出たということで、この精神は全体に通じているということだが、いかがか。要は既存施設を使いやすく使っていこうという趣旨である。その趣旨は合意ということで含み取った上で、とりあえずここに既存施設を活用するという趣旨を含めた「使い勝手の良い」という言葉を使っているが、それは全てに通じるものと事務局側は理解いただきたい。では、ここはH委員の修正案でよろしいということにする。

「子どもと共に育むまち」に入りたい。それでは事務局より関連資料の説明をお願いしたい。

事務局： <以下説明。省略>

金井部会長： それでは説明が終わったので審議していただきたい。先ほどと同じように一つ一つ修正案に意見をいただいて決めていきたい。

資料中程の(1)のの「安全な生活の保障」で、Q委員から修正案が出されているので、手短に趣旨を説明願いたい。

Q委員： 以前部会の時にも説明してあるので詳しいことは省略するが、特に最近

子どもを育てるので非常に多くの問題が起こっている。そういう人達が相談できるところが非常に限定的であり、教育相談というところも形式的、一面的であって、そこで相談して子どもの言いなりになれと言われついに子どもを殺さなければならなかった東大卒の父親がいた。もっと多様な、もっと簡単に気軽に相談できるものを作る必要があるのではないか。

金井部会長： ありがとうございます。要は子どもだけではなく親も含めるといった意見だと思うが、いかがか。

Q委員： 私も最初「子どもの権利保障」では、子どものことしか見ていなかったが、実際には子どもの権利の条約とは、大人も良く知らなければいけないという面が大いにある。その意味でも大人の問題についてもあるということが必要と思っている。ただし、場合によっては子育てに入るのではないかと見える。子どもの権利保障のところは大人がどういう立場を取るか、子どもの権利を保障するに当たって親がどういう立場に立つかということを加えると、ここに入れてもおかしくはない。くりにあまりこだわる必要はないと思うが、そこだけ皆さんが合意をしていければいいと思う。

金井部会長： いかがか。

P委員： H委員のおっしゃるのは、保護者の相談体制を明確にした方がよいということか。

H委員： そうである。ここに「悩みを持つ子どもが気軽に」ということがあるから親についてもここに入れた。ここが妥当かどうかはまた別だ。

金井部会長： どうぞ。

E委員： もし親の支援ということであれば、「子育て環境の充実」の に落とすということか。

H委員： そこでもいい。

E委員： 先ほどQ委員から出たのは、子どもの権利に対する大人への啓蒙、意識啓発が入るということだったと思う。

H委員： 子育ての方が良いかも知れない。

Q委員： 改めて気が付いたが、子どもの権利の確立のところで権利条例づくりを進めるのだが、これは子どもたちの問題でもあり大人たちの問題でもある、という部分が必要なのではないか。新たな提案になって恐縮だが、検討していただきたい。

金井部会長： 全体的な趣旨、H委員の趣旨は全員にご理解いただいていると思うのだが、どのように落とし込んでいくのか。まず一つは(2)の で読み込めるのではないかという意見。そして(1)の のところでH委員の修正案を、どこかに書く以上ここに書いておいてよいのではないかというもの。それから今Q委員から出たのは、子どもの権利という意味では(1) に入れた方がい

と思うが、文章はどうするのかということはまだ出ていないということである。事務局どうぞ。

事務局： Q委員、E委員から出されていた、子どもの権利に対する親や大人の視点だが、(1)「子どもの権利保障」の「子どもの権利の確立」の下の施策で、「子どもの権利への理解促進」をあげており、事務局としてはそちらで読み込んでいるつもりである。また、E委員からご意見があったように、保護者へのサポートは(2)の「総合相談体制の推進」の方に、事務局としては読み込んであった。

金井部会長： 今事務局から説明してもらったがどうか。

Q委員： 「安全な生活の保障」では「サポートシステム」になっていて、「総合相談体制の推進」では「ネットワーク」になっており、「サポートシステム」の方が強いと思うのだが。子どものことだから「サポート」という感覚が出たのかもしれないが、これで読み込むということだけでよいのかどうか。のところ、もう少し具体的に「困難に直面することなく」とか「それを解決できるように」とかという問題を入れたらどうか。

金井部会長： どこに入れるかご提案いただきたい。

Q委員： の「総合相談体制」のところに、ただ「誰もが安心して子育てできるよう」ではなく、現実に今困難に直面している人達にはサポートするというようなことを入れる方が良いのではないか。いじめや非行の親は大変だと思うので、そういうことに対しては一般的な言葉ではなく具体的に「困難に直面している」と入れる。例えば、「子どもについての様々な困難を背負った保護者が」などである。

金井部会長： 具体的な言葉を考えていかなければならないのだが、どうするか。まず今までのやり方で一つ一つやっていかないと固まっていかないので、これはどこに入れるのかということと連動していて面倒な話になっているが、どうか。

H委員： 子どもの権利条約を見せてもらった時にも発言したが、そこでは18歳以下を子どもとすると規定している。しかしここに出てきているのは保育や子育てという、小学校の学童のような子どもを対象にしていることと捉えられていることから、再三私は申し上げてきたところである。後期中等教育に入ろうとする子どもはもっと複雑で困難な問題を抱えている。そして、そうなればなるほど親はその対応に苦しみ悩んでいるのが実情だ。子ども権利条約と、ここは実はミスマッチなのだ。それを入れる場所がないので、ちょうど「悩みをもつ」という表現があったからそこに入れたのであって、場所はどこでもよい。

金井部会長： これはかなり深い文言ということになるのだが、どうするか。そういう意味では、H委員が言うことは他のところで全部吸収できるかは疑問なので、

どこかで明記しておくのは重要だと思う。それによって事務局が提案していたものが消えるというわけではなく、改めて明記するということになるが。どうするか。(2)の H委員の修正案。子どもの概念が 18 歳以下の後期中等教育の子ども含めているという意味で、そしてそこでは親が非常に大きな問題を抱えているというのはどこかで再認識しておく必要があるという趣旨だと思うが、いかがか。

Q委員： 子育て環境というのはどちらかといえば児童、幼児という感じがある。

H委員： 子育ては、幼児、学童というニュアンスに汲み取れる。

金井部会長： それだけではないという趣旨を入れたいということ。

H委員： 「子育て環境の充実」の中に新たな項目を作っても構わない。

金井部会長： このような文言の形で修正案を出していただいたので、H委員の趣旨を皆さんが理解しているのであれば、新しい項目を作るよりこのままの方が良いと思うが。いかがか。表現上難しい問題であるかと思うが、H委員からの修正の趣旨ということによろしいのではないか。もし異議がなければH委員の案でいきたいが、いかがか。とりあえずH委員の意見はそういう趣旨だということを含めて、他に入れる場所がなかったからとりあえずここに入れてあるという趣旨でよいか。どうぞ。

子ども家庭部長：

補足させていただくが、H委員が言う0～18歳という指摘だが、「子育て環境の充実」の「総合相談体制の推進」について現在この施策を展開しているのは子ども家庭センターである。対象は0～18歳までで、あらゆる相談を受けるとのことなので、当然H委員がおっしゃる対象も含めて相談に応じることになっている。「子どもの権利保障」と「子育て環境の充実」という区分けは、「子どもの権利保障」に関しては、子どもの権利に視点を当てた分類で、いわゆる「子育て」をどうするか、子育ての観点からの施策体系、「子育て環境の充実」は「子育て」という形で分類している。保護者対応は「子育て環境の充実」の方で対応していくということで捉えている。

金井部会長： H委員が確認的に書かれたことは事務局あるいは関係部課としてはすでにここで読み込めるのだということで、改めて事務局サイドおよびその委員会、部会で確認できると思う。

H委員： 「悩みをもつ子どもが」が主語だから、子どもが相談できるということになる。私のいうのはそれだけではない。子どもだけではなく、それとともに困難に直面する保護者をサポートしなければ問題の解決にはならないということである。

金井部会長： まさにそうだと理解している。

子ども家庭部長：

言葉足らずで申し訳ない。そういった悩みをかかえている親に対する相談体制を支援センターでは対応している。

H委員： だからそれを入れてほしい。

金井部会長： 事務局側としてはH委員の意見を入れないという趣旨ではなく、事務局として受けているという趣旨だったと思うが。H委員の修正案は部会ですでに確定済みで、それを受けて子ども家庭部長から説明いただいたと私は受けている。それでよろしいか。

Q委員： 他の入れる場所が難しいのでとりあえずという話があったと思うのだが、若干すわりが悪い気もしてきた。

E委員： 具体的な話になったとき、ここでの施策ではない具体的な施策と合わない、ということになりうるのではないか。

金井部会長： そういう意味ではとりあえずの部会案ということで理解し、さらに全体会などで詰めるということもありえる。

では以上で、とりあえずの合意が出来たということで、次に の方に移る。

「遊びと交流の保障」については、Q委員とH委員から修正案がある。ではまずQ委員から簡単に説明願いたい。続いてH委員から説明願いたい。

Q委員： 児童館について、機能は残すが児童館という場所はなくす。機能を残すといっても小学校は小学校、中高生は中高生、乳幼児は乳幼児という形に区民広場構想ではなる。そういう場所があっても良いがそれだけではないはずだ。今まで児童館がやってきた位置づけ、異年齢、継続的な交流の場、それは残すべきだ。「子どもの成長の発達にあわせた遊びや交流を提供するとともに、異年齢の交流や障害児童放課後対策の場を整備します」と修正案を提案した。

P委員： 異年齢とか具体的な表現を入れてしまうと、体系の文言をやっているのだから違和感が出てきてしまうのではないか。それらも「子どもの成長に応じた遊びや交流の場を整備する」という中に含まれるのではないか。そう読んだ方が自然ではないか。わざわざ成文化するには疑問がある。

金井部会長： H委員からも修正案の説明をいただきたい。

H委員： 「安全」が必要ということである。

P委員： H委員の安全はとても大事でいれるべきと思う。

金井部会長： いかがか。今P委員から意見があったが。他の委員、意見あるか。

P委員： Q委員の文言をいれるとそれだけかと逆に思われるのではないか。

H委員： 障害児の放課後対策といった具体的な記述の必要があるか。

P委員： 大勢のいろんな子どもの成長に応じた場を提供するという意味なのだから、このような細かいことを書かない方がよいのではないか。

金井部会長： いかがか。ここまで細かく書かない方がいいという意見と、ここはやはり書くべきだという意見がある。どうぞ。

- S委員： これは施策の方向性を述べているわけだから広がりを持った形にしておいてよいのではないかと。原案でいいと思う。ただH委員の安全というのは当然のことだから、あって良いと思う。
- 金井部会長： 他の委員はどうか。どうぞ。
- E委員： 都市型の遊び場が多いので安全は入れた方が良く思う。Q委員の思いはよくわかるが、次の段階で話をするべきと思う。
- 金井部会長： 次の段階で議論した方がいいという趣旨だったが、いかがか。
- Q委員： 専門家ではないからよくわからないが、「成長」というと身体的な意味だけに感じられてしまうから「発達」という言葉も必要ではないか。「応じた」という言葉より「合わせた」という言葉を使いたい。それは、障害者や小学生それぞれに応じた対応は必要だが、交流も必要だ。「応じた」と縦割りになってしまっている感じがするから「合わせた」や「必要な」などの言葉が良いと思う。皆さんの中で、細かいことはその後のことは議論しようという合意があれば、今の「発達」だけは是非入れてもらって、「安全」も入れていただいて、合意したいと思う。
- 金井部会長： どうか。最終成案というか妥協案としては「成長・発達に合わせた安全で自由な遊びや交流の場を整備します」ということになるが。
- N委員： 「合わせた」の方がより縦割りと感じる。あなたはそれに「合っている」のだからそこでやったらととられる。しかし「応じた」とかなりゆるやかになるので、原案の「応じた」の方が良いと思う。
- 金井部会長： どうか。
- Q委員： それに賛成する。確かにそういわれてみればその通りだと思う。皆さんがそういう意味で「応じた」で一致するのであれば、それで結構である。
- 金井部会長： ここまでの議論を総合すると、「応じた」は、N委員が言ったように縦割りではないという意味をここで読み込むという意味である。それから「安全に」は是非入れる。これはH委員の修正案を活かす。「・発達」はどうか。「・発達」についても全体的な合意でよいか。繰り返すが、「子どもの成長・発達に応じた安全で自由な遊びや交流の場を整備します。」ということになる。それから、N委員が言ったように「応じた」はバラバラに分けるというわけではなく、交流を含めた「応じた」という意味である。では、以上でこの部分を終えて(2)「子育て環境の充実」に入りたい。Q委員から修正案が出ているので、Q委員説明をお願いしたい。
- Q委員： 審議の中でどなたかが「住み続けられる」とご発言されていて、それに非常に共感した。若い子育て世帯が区外に出ていかないで住んでいられるというのは、豊島区の将来のイメージ、方向としては合っているのではないかと思い入れた。前回までの審議の中で私が直接申し上げた意見ではないという

ことである。

金井部会長： Q委員からは次のページの修正もあるので、これも続けて説明お願いしたい。

Q委員： 「再構築」はリストラクチャリングと訳されたりするが、いわゆるリストラということであまり好きではない。なぜ再構築しなければならないのかというと、予算がないからなるべく安上がりにとという方向から出てきた言葉である。そういう意味では、 の「多様な保育ニーズへの対応」をする中で、本来必要であるのに、足りないということでニーズがあれば、そこでどう対応するのかを書けばよいのであって、改めて一項目出すことによって、現状が全く駄目だから全部を変えなければならないとなってしまう。その方向が民営化や認証保育所の誘致となってくると、これは認められない。必要であれば の中で盛り込めばよい。また「より充実した子育て支援サービス」自体はとても良いと思うから汲み取ればよい。だから乱暴だがこの項目は削除ということで提案したい。

金井部会長： 「子育て環境の充実」で「実感し、子育て世代が住み続けられる環境づくり」というところはどうか。

事務局： 第二部会の「人間優先の基盤が整備された安心安全のまち」の住宅施策の部分で「誰もが安心して住み続けることが出来るよう定住を支援し、多様な人々や世代の幅広い交流に支えられた活力あるコミュニティも形成していく」ということで使われている。

金井部会長： 全体としての体系の中には入っているが、果たしてここで書くべきか否か。いかがか。

P委員： 豊島区に住み続けてもらうということを大前提に基本構想の審議をやってるので、ここだけ取り立てて使うのは疑問だ。

金井部会長： いかがか。どうぞ。

Q委員： 充実しているから移り住んでくるとか、ここに住み続けようとか、ここで子育てをしようということもあると聞いているので、その意味でいい言葉があれば入れていただきたい。

金井部会長： N委員どうぞ。

N委員： Q委員の言いたいことわかるが、この文脈で使うことはいかがか。子育て世代がそこに住み続けるということは、住宅政策とのからみで、気の重い作業を踏まえた中で、がっちりとやっていくものだから、ここで取りあげると住宅政策が軽くなってしまう。

金井部会長： 他の委員はいかがか。要は住み続けられる趣旨自体は納得していると思うが、どこに書くべきか、あるいは書くことが逆効果にならないようにということだが。どうか。P委員、N委員はむしろ原案のままの方が重みがあって、

あるいは全体に通底する問題であるからかえっていいのではないかということであったと思う。事務局から説明があったように、住宅政策では大きく議論として掲げられているということである。

E 委員： Q 委員の意図としては住宅と言うよりは、もろもろの整備を考えているのではないか。「喜びを実感する」だと軽い印象だということではないか。

Q 委員： 「地域における子育て支援を整備し」ということでは、その地域をどこまで考えるのかということはあるが、乳幼児の医療費の無料化や児童手当、出産祝い制度なども含まれる方向が必要だろう。何かあったときは相談できる安心なども含めて豊島区に住みたいというニュアンスを含めた方がよいのではないか。若い子育て世代が豊島区で住みたくなるようなニュアンスが必要である。

金井部会長： L 委員どうぞ。

L 委員： 子育て世代が住み続けられる環境づくりを子育ての部分に入れるのはよいとは思いますが、もし入れるとすればすでに審議が終わってしまった「子どもを共に育むまち」の権利保障の前に入るのだったら良いのではないかと思いましたが、どんな言葉が適切なかは浮かんでいない。(2)の柱の下部に入れるのは適切ではないと思う。

金井部会長： 格上げするとしたら「2」に入れたらどうかというご意見である。例えば「教育力の向上を推進し、子育て世代が住み続けられるようなまちにします」のような文言なるだろうが、L 委員どうぞ。

L 委員： 重要な要素だと思うが、もし入れるとしたらということで意見を述べた。

金井部会長： 事務局としては住宅にあるし、全体に通底するという点でもある。住宅だけでは住み続けられないというのは当然の前提であるが。

事務局： 今ご審議いただいているのは基本構想の目指すべき方向の4つの内の2つ目の柱である「安心して住み続けられる心の通い合う緑のまち」その中の「子どもを共に育むまち」ということになっている。基本構想ですでに謳っているということも判断の材料にしていきたい。

金井部会長： 上位に当たり前のこととしてすでに書かれている、書かなくても降りかかっているということである。だとすればQ委員の趣旨は含み込まれているといことだがどうか。

P 委員： 原案のままでよいのではないか。

金井部会長： 今原案でよいという意見が出たがいかがか。

N 委員： 私も原案のままでよいと考える。

Q 委員： 子育てを重視していくのであれば、地域づくりの方向として、「子どもを共に育むまち」の中に、子どもと親の関係が入っているわけだから、L 委員からあったとおり、改めて大きなところに入るべきかと思う。

- P委員： 大前提にあるにもかかわらずここに文言をいれることは、かえってなぜここにだけいれるのかということになりはしないか。
- Q委員： 入れていただいた方がよいと思っている。全ての人が安心して住み続けられるまちにおいても、特に若い世代が住んでみたいと思ってもらえるような方向性があると思う。P委員の意見ならここに記述することで強調され、尚かつ他はいいということにはならないと思う。
- N委員： 上位で議論されており、いったん言及されているのならそれでよいと思う。
- 金井部会長： いかがか。基本的な趣旨では合意が来ているのに、つっぱると合意形成ができなくて私は困るのだが。
- Q委員： 若い子育て世代が住むようになるということは重要だと思う。その点に対して本当に合意形成はできているのか。
- H委員： 「子育て支援体制を整備し」の後に「ここに住む喜び、子育ての喜びを実感できる」としたらどうか。豊島区で子育てすることに意味をもたせたらどうか。
- 金井部会長： H委員からのご提案では「子育て支援体制を整備し、ここに住む喜び、子育ての喜びを実感できる環境」ということになるがいかがか。
- H委員： ここで子育てしていくわけだから強調してもよいように思う。
- 金井部会長： H委員の妥協案で納得いただけるかどうか。P委員どうか。
- P委員： H委員の案であれば良いと思う。
- 金井部会長： Q委員どうか。
- Q委員： かえって良くなったようにも思うので賛成だ。
- 金井部会長： N委員どうか。
- N委員： もとのままで良いと思う。余計な言葉をつけるのはどうかと思う。
- 金井部会長： 趣旨は各委員とも大差なく記述の問題だと思うので、H委員の案で納得いただけるのであれば、各々意見はあろうが一つの選択肢であるのでご了解いただけたものとする。
- Q委員からの(2)の削除案について大きな修正だがどうか。事務局案は部会の議論を受ける形で作成されていると思うが、ここについてはいかがか。項目削除なので慎重に議論願いたい。
- P委員： 区立保育園の数が他区に比べて高く、財政がきびしくなってきた時に、従来から行政が当たり前のようになってきたサービスでも根本的に見直すことが必要になってきている。現在の施策、事務局側の施策案とも、認証保育園など新しい保育所について、民間活力を導入しながら、保育サービスの民営化を進めつつ、区民の保育ニーズを確保していくことになっている。のサービスシステムの再構築については時代に合った、厳しい財政状況の中で保育ニーズにあったサービスのあり方という点で明確にいれるべきであ

る。

金井部会長： L委員どうぞ。

L委員： 事務局の「アカウントビリティを確保～」に関する修正理由であるが、サービス水準確保には、だれに、どのような説明をすることが必要であると考えられていて、それとパートナーシップとはどのような関係にあるのかご説明いただきたい。

金井部会長： 事務局どうぞ。

事務局： 説明責任であるが、P委員からもご意見があったが、子育てサービスについては今後、民間や社会福祉法人などの様々な提供主体があり、保育、子育てサービスを受ける方々へ、サービスを受ける判断材料とできるような、情報提供を含めた説明、評価を公表するということである。パートナーシップについてであるが、様々なサービスの提供主体の連携、協働を図っていくという意味である。パートナーシップと公民協調は若干意味合いが違うので表現としては妥当ではなかった。

金井部会長： 他にいかがか。

E委員： 事務局案であるが、「アカウントビリティを確保しつつ」の主語が曖昧であり、誤解を招くと思う。今の趣旨であるなら、区が責任をもってということであるので、「確保するシステムを作りつつ」などあると思うがいかがか。

金井部会長： 区がアカウントビリティを持つということか、事業者がアカウントビリティを果たすのか、あるいは、事業者がアカウントビリティを果たすように区がアカウントビリティを果たすのか、誤解を招きやすいところであるが、事務局いかがか。

事務局： 様々な主体の説明責任とともに、それを促す区の指導を含めてという意味あいである。

金井部会長： 事業者がアカウントビリティを持つが、区もアカウントビリティを持つという趣旨ということではどうか。他にはどうか。

Q委員： 事務局案であるが、本来なら「サービス水準を確保しつつ、多様な担い手を～」とすべきではないか。再構築だと今まであったものを全て変えるという意味があり、区立保育園のよいところなくなるのではないかと捉えられてしまう。しかし、新たな担い手によって今までできなかったことができるようになることには反対はしない。少し前までは公立は硬直化し、私立の方が多様なニーズに応えられるということで民営化が進められてきたと思う。今度は、公共施設の再構築のなかでは区立では障害児保育など特殊なことをやって、民間では一般的な保育をするというようなことが記載されており、今までの方向とは逆ではないかと思える。こうした混乱をなくすためには「水準を確保し」をはっきりと記載すべきであると思う。

金井部会長： 項目削除とは別に、原案を残すのであれば「より充実した子育て支援サービスを提供していくため、サービス水準を確保しながら多様な担い手との協働体制を強化します」という再修正案ということか。いかがか。

事務局： 「サービス水準の確保」の意味あいについては「充実した子育てサービスの提供」に含まれると解釈している。

金井部会長： 「より充実した」ということは今までより悪くない、ということで、水準は維持されるということであるが、いかがか。

E委員： アカウンタビリティについてであるが、区がある程度の責任をもつことが読み込まれているなら評価のシステム、情報提供などを示唆するものなので「充実」とともに記載されれば重い意味合いをもつと思う。ただし原文では主語がわからないため誤解をうける。

金井部会長： Q委員からの「サービス水準の確保」については「より充実した」で読み込めるのではないかと意見であり、それをふまえて区が区民に対して「アカウンタビリティを確保」することで、区は重い行政責任を負うことになるのではないかというのがE委員からご意見であったと思う。いかがか。

Q委員： 「サービス提供システムの再構築」は今までのものではだめだったということから始まっている。認証保育所が整備されてもその保育料は5、6万円で、2人の子どもで10万円の保育料を支払わなければならない状況が、果たして本当に良いといえるのか。区が出している方向を良しとすれば、その方向になってしまうので「より充実した」だけでなく「水準を確保」を入れていただきたい。他の部分には「質の向上」ということが入っており、ここでの「充実した」はかなり一般的な書きぶりであると思う。「質」や「水準」にこだわった方向付けが必要だ。

金井部会長： Q委員としては「水準を確保」を修正案ということにしたいということだと思うが、いかがか。なんとか合意できる文言を考えていきたい。

P委員： 「より充実した子育て支援サービス」ということは、今までより充実したということであり今までのサービス水準は当然のことと考えられる。現在の表現でよいのではないか。

金井部会長： 「アカウンタビリティの確保」、「水準の確保」をいれるかどうかという議論であるが、いかがか。

P委員： ここに「アカウンタビリティ」を入れるのは違和感があり、事務局修正案は却下したい。原案でよいと思う。

E委員： この文言が出てきたのは、Q委員から公の責任というご発言があったことを受けてのものであったと思う。

金井部会長： 部会の流れでは妥協案としてE委員が出した言葉だったと私も記憶している。

- E委員： 区の責任をもって質を保つということが不足しているという議論の中での妥協案だったので、必要なければ特に記述することはない。
- Q委員： 「質を保つ」「水準を確保する」という方向は必要で、文章にもそれを入れるべきである。アカウントビリティということは常識で、あえて書くべきことだろうか。「サービス水準の確保」と入れた方がすっきりする。
- 金井部会長： 皆さんが原案にこだわると議論は一向に収束しないのだが。
- H委員： Q委員の意向を汲んで入れるとすれば「より充実した子育て支援サービスの提供を図りつつ」の前に「常に」を入れたらどうか。永久に水準を確保するのではなく常に質の向上を図っていくという意図を込めて、「常により充実した子育て支援サービスの提供を図りつつ～」ということではいかがか。
- 金井部会長： 今のご提案はいかがか。こんなところでよろしいか。
- Q委員： 「再構築」ということで、根本的に変えるという流れがこの保育園についてだけやらなければならないという意図が理解できない。他には出てこないではないか。今まで補助金を出して一定水準を保っていたものはずすということで民営化を進めるということについては反対である。基本的には項目削除の考えである。サービス提供システムを再構築しなければならない理由は財政が厳しいということだったと思う。しかし、それ以前に今議論すべきことは、どのような保育サービスが必要なのかということではないか。
- 金井部会長： 話が元に戻ると合意は難しい。いかがか。
- L委員： 今ある財源の中で受け皿を増やしていかなければならないというのは現実であり、「再構築」がマイナスのイメージを想起させるのだとしたら「より充実した子育て支援サービスの提供を目指して、アカウントビリティを確保しつつ、多様な担い手との協働体制を～」のように発展的な文言を入れたらどうか。またアカウントビリティが確保されるのであれば前向きの解決が現れていると思うがどうか。
- 金井部会長： 今のご意見でいかがか。個々の委員の思いは残るがここでまとめるとしたらこの辺でいかがかと思うが。H委員。
- H委員： 事務局の修正案がよくないと思う。一般区民がアカウントビリティと聞いてわかるのか。区民にわかることばでいなければならない。原案にQ委員の意図をくんだ案として先ほど述べているところである。
- 金井部会長： H委員から提案された「常により充実した子育て支援サービスの提供を図りつつ～」ではいかがか。これでよいということではいかがか。
- Q委員： 「再構築」だけは同意できない。
- 金井部会長： 文章はよいか。
- Q委員： いろいろあるがこの辺はいい。
- P委員： 「整備」ではいかがか。

金井部会長： 「サービス提供システムの整備」と修正。「常により充実した子育て支援サービスの提供を図りつつ、多様な担い手との協働体制を強化します。」で合意いただいたこととする。(4)の学校における教育については、N委員、H委員から修正案が出ているので、ご説明いただきたい。

N委員： 「社会」となっていたものを「国家と郷土」と修正した。子どもが帰属できる思いを取り上げた。戦前はこうであったが戦後「社会」となって浮遊する日本人の土壌が作りあげられ、それがどのような風潮を作りあげられてきたのかという点に問題を感じている。北朝鮮問題に象徴される他人事といったことだ。他方、バレーボールやサッカーで青少年が日の丸の下、一つの国という意識を持っている。その意識を、国際化の中で日本という国を一つの存在として、学校教育の中で植え付けていくことが必要ではないか。「郷土」については、「地域で育む」など「地域」がよく出てくるが、そのためには自分が生まれ、育った地域を愛する気持ちがないと「地域」という言葉は薄い言葉になるのではないか。学校における教育においては「将来の国家や郷土を担う」という方がこれからの日本には必要であるという趣旨である。

金井部会長： H委員、修正案についてどうぞ。

H委員： 学力の向上は当たり前のことである。文部科学省では絶対評価とされているが現実では都立高校も差別化し、相対的な学力評価という面が強くなってきているのが事実である。学力の向上は常に重要である。

金井部会長： 2つの修正案についてご意見をいただきたい。

Q委員： 戦前の教育体制は統制的で、戦争に国民を駆り立てた教育で、間違いであったと考えており、N委員の戦前は、というご発言については気になるところである。他の国の人々と共生していこうという時に、ご提案では日本の国家、日本の郷土と捉えられる。例えば、アメリカの人が日本に住むときはどうなるのか。また日本人でも、サッカーの日本対カメルーン戦の中津江村の人々のようにカメルーンを応援する人もいる。「社会」という言葉はあいまいではあるが、いろいろな意味を含み、皆が共通に合意できると思う。

金井部会長： 他の方はいかがか。

E委員： H委員の「学力」については文言を入れることはよいと思うが、文章が長いように思う。たとえば「学力の保障」ということでは言い切れないのか。N委員の案は具体論になっており、もしここに入れるのなら人格の形成など、抽象度の高い表現にした方がよいと思う。

L委員： 学力についてであるが、今特別支援が必要な子どもが6.3%いる。私が担当する発達障害の子どもは、想像力は豊かで、たくましく、個性豊かに育つことはできるが、学力だけはどうにもならない。多くの子どもにとって重要であるが、大きなレベルの話でもあり表現にご留意いただきたい。

- 金井部会長： 「学力」をどのように入れるのか。「国家や郷土」をどうするのかという2つの論点があるが、いかがか。
- E委員： どちらの修正案も強く特定の方向が出ていると思う。原案でいくか、もしくは広い視点が入る表現の方がよいと思う。
- 金井部会長： 部会の議論でも、事務局側としては、社会のなかに国家や郷土も含まれるということだったと思うし、学力についても施策の中でふれられるという趣旨だったので、大きなレベルでは含まれているというご意見もいただいていたと思うが、いかがか。
- T委員： 「社会」に「国家や郷土」も含まれており、一般的には「社会」だと思う。またH委員の「学力」についてであるが、具体的すぎて言い回しが難しい感じがする。全体として原案でいいのではないかと思う。先ほどE委員から「学力の保障」というご意見があったが、全体の中で釣り合いがとれないように思う。
- H委員： 「基礎学力の充実・向上を目指して」としたい。学力は学校教育の柱であるので入れないわけにはいかないと思う。
- 金井部会長： いかがか。
- N委員： 「国や社会を担う」なら譲歩できる。国の存在は、今の時代状況からすれば、国民の帰属意識の上で重要だと思う。
- 金井部会長： N委員からの修正案として「将来の国や社会を担う」ということか。H委員からは「基礎学力の充実・向上を目指し」というご意見であったが、いかがか。
- E委員： 「社会」「国」とはどのように定義できるのか。
- N委員： 国は、パスポートを提出する場合の国である。「社会」はどこに行っても社会でしかない。社会が国を含むということであるが、本質的に違うものがあると思う。価値観として「国」の方が先に来て然るべきだ。これからの学校教育にはそれが大事だ。
- E委員： 「住民」で対応するのは「社会」。「国民」で対応するのが「国家」だと思うが。
- 金井部会長： どうするか。埋めがたい溝があるような気もするが。
- Q委員： 「国」と入れることには反対である。外国の人からみて「国や郷土」とはいつているものをどのように見えるかが心配である。さきほどN委員がいうような面があるとしたらさらに良くないと思う。社会の中に国や郷土が入っているということで納得いただき、合意いただくのがよいと思う。
- H委員： N委員の国家は戦前の国家ではないと思うし、欽定憲法下における国家意識を問題にしているとは思わない。また、現在の日本人の中には日本への愛着が薄れていることは事実で、また郷土愛も欠けていることも感じている。

ただ、国家という言葉は誤解を生みやすい言葉であり、強く反発する人、日本人だけでなく、日本人以外の人を読んだ時の反発もありうると思う。N委員の意味はわかるし、ある種の危機感を持っているが、戦前の国家像でないとしても、文章にそれをいれることは問題があるように思う。ことさらに国家像として示すことは難しいのではないか。

金井部会長： どうぞ。

E委員： シンプルにしておくべきである。国をいれたら、世界はどうか、など狭く社会をとらえると様々な議論を生むことになる。豊島区は外国人住民も多いので特定の方向性が指示されるような語句を使わずに、射程の広い言葉の方がよいと考える。

金井部会長： 議論出尽くした観があるが、どのようにまとめるか。もう一つの「基礎学力の充実・向上」という点についてはどうか。

Q委員： 「学力」はよいが、「学力の向上を目指して」「創造性やたくましい子ども」というのはいかがか。「創造性やたくましさ、個性」の一つに、「学力」がはいるようにも思うがいかがか。学力の向上が目的になっている、それだけが強調されるようにも思える。

H委員： 学力偏重ということではないが、教育の目標の一つとして「学力をつける」ということがあるので、入れてほしいと思う。

L委員： 「将来の社会を担う大切な子どもたちを、基礎学力の充実・向上を目指して～」というところの「目指して」が、創造性などと並列に読めない。「目指して」を他の言葉にはできないか。

金井部会長： 例えば「学力の充実・向上を図り～」などか。

L委員： どちらが主産物、副産物かはわからないが、学力を身につける中で共に対人関係能力や様々なものを目指していくことを考えると。

指導室長： 「学力」についての理解は、学習指導要領によって説明すると、まず基礎的基本的なものを理解する部分、学習する意欲、課題を解決する能力を含めた総体を学力としている。学力といって単純に捉える、テストの得点をとるという理解ではない。

障害をもつ子どもへの学力については、子どもの実情に応じて学習指導を進めており、方法は違って学力を付けるという点では同じである。

金井部会長： 議論の修正案も袋小路に入っていて難しい。「基礎学力」については、学習指導要領にもはいつている当然のことであり、施策のレベルで部会として監視を続けていく。また「社会」の中には国家や国、郷土も当然含んでいるということである。今までの議論をから細かい施策レベルで今後はみるということで原案を部会案とすることでどうかという印象をもつがいかがか。すんなり了承されたものではないということを全体会に報告するという、ま

た関係各課にお願いし、あるいは部会も今後具体的な段階で文言を詰めるということによろしいか。「教育環境の整備」に入りたい。Q委員、H委員から修正案をいただいているのでご説明をいただきたい。

Q委員： 公教育と考えた時、行政が格差を付けることがあってはならないと思う。特に施設整備の問題で格差が現にあることから解消をはかっていただきたい。「平等」とすると問題があると思ったので「格差のない」と具体的にしました。

金井部会長： H委員。

H委員： 教育委員会には相談できないが、だれかに意見を聞きたい、だが誰に聞いたらよいのかわからない、はばかれるという場面がある。教員が、相談し、癒されるというシステムが必要ではないかと思った。

金井部会長： いかがか。

Q委員： の教育環境では施設の整備ばかりを考えていたが、教師など学校をつくる全ての人、ソフトの面での環境についても取り上げることが必要だと思う。ただし、この修正案だと現在の教師の想像力や元気がなくなっているので回復するというイメージがあり、具体的すぎると思う。

政策経営部長： Q委員からのご指摘であるが「計画的な改築・改修や設備の充実」というところで格差をなくす努力をしていこうという意図が含まれていることをご理解いただきたい。H委員からのご指摘であるが、この点については、教職員は公務員であり、そのため公務員全体がどうかという議論になるところである。内部の対応と区民へのサービスという両面で考えることが必要と考えている。

指導室長： 教職員は子どもへの指導をする上で教育環境における重要なファクターである。教員のメンタルヘルスなどについては別の部分で対応しており、行政サービスの立場にあるということを考えてここで記載することはさけた方がよいと考える。

T委員： 教育環境の整備は、ハード面が中心になっておりH委員のご指摘については大切なことであると考えて。「魅力ある学校づくり」の中の施策に「教員の資質向上」があげられており、教員に対する体制を整えるという事業が想定されると思う。

金井部会長： Q委員の学校間格差については「計画的に進める」というところで当然格差を作るつもりはないということである。H委員の指摘については、区民サービスを大前提に書くということ、また教員の資質向上というところで読み込んでいくということであったが、いかがか。事務局の説明を含めて原案ということでご了解いただいたものとする。次の「(5)地域における教育」についてN委員から修正案が出ているので簡単にご説明をお願いします。

- N委員： 正しい方向に導く前提となる公共心が必要だと思う。
- Q委員： 社会的規範に公共という意味は含まれていると思うし、いわずもがなということのを改めていっているように思う。公共心と社会性だけという気がしてしまうので原案でよいと思う。
- 金井部会長： 他の方がいかがか。すでに「公共心」に変えることで良いという意見も伺っているが。
- 指導室長： 学習指導要領等を見ると豊かな心の中には、思いやりやさしさ、正義感を含めて豊かな心とひとくくりをしているところである。
- E委員： 「心」というと広い意味で捉えられるが、「公共心」と特定化することに意味があるということか。
- N委員： 豊かな心の中に公共心が読み込めるというのが通説のようであるが、自我を押し込める心が公共心だと捉えていて、それが、青少年の凶悪犯罪が増える現在は必要なのではないか。地域における教育なのでなおさら良いのではないか。
- 金井部会長： N委員としては公共心あるいは公共ということばをいれたいと意図であるということだと思うが、いかがか。あるいは「公共心」を入れるとよくないということはないか。
- P委員： 「豊かな公共心」というのは日本語としておかしい。公共心を入れるなら、「豊か」を消さないとおかしい。公共心を含めた「心」ということで「豊かな心」でよいように思う。
- 金井部会長： H委員どうぞ。
- H委員： 「公共心」をいれた方がよいと思う。「社会的規範等を尊重する公共心、豊かな心と社会性」となるのではないか。
- Q委員： 「社会的規範」には公共心が入っている。そこに公共心を入れる必要はない。原案なら無理しなくても合意できるのではないか。
- 金井部会長： H委員からのご提案は「社会的規範等を尊重する公共心、豊かな心と社会性を身につける」ということか。
- H委員： 「社会的規範等を尊重する公共心・豊かな心と社会性を身につける」でよい。
- 金井部会長： 書いたからいけないということではなければ、今のご提案でもよいように思うがいかがか。
- Q委員： 公共心がない、マナーが悪いという思いはあるが、だからといって「地域」は「公共心と社会性」を教育する場ということになってしまうので、それ以外の教育の場であるという意味を含めて原案でよいのではないか。
- N委員： 今まで豊かな心と言って凶悪犯罪が起こってきたのだから、客観的な価値基準としての公共心が必要だと思う。

- P委員： H委員の案でよいのではないか。
- 金井部会長： H委員の案でよいというご意見であるが、いかがか。豊かな心は豊かな心で残り公共心も大事だということは否定しない。公共心だけということではない。いかがか。
- H委員： 「豊かな心」というと情緒的な部分がいっていると思う。社会的な規範を尊重するのは公共心だと思う。情緒性に富んでいても公共心のない人はいるわけだから、ここに公共心をいれてはいけないということはないと思う。「社会的な規範を尊重する生き方や豊かな心や社会性」というのはどうか。
- Q委員： そういうことを含めて「生命や人権、社会的規範等を尊重する」となっているのではないか。
- H委員： 「公共心」がだめなら「社会的規範等を尊重する生き方や豊かな心と社会性」ではどうか。
- 金井部会長： N委員いかがか。では今H委員から出された「社会的規範等を尊重する生き方や豊かな心と社会性を身につける」ということでどうか。「豊かな心」の中には公共心的なものも含み、「人権や生命」といっても自分の人権や生命だけを尊重するものではないということの当然の了解のもとでということになる。今のような形でとりまとめさせていただきたい。次に進むこととする。この次は事実上議論するところは2箇所しかなく、「である」を「ですます」に直すだけである。
- Q委員： パートナーシップについては、時間をとってご議論いただきたいと考えており、時間内では困難と考える。
- H委員： 長時間にわたることは体力の問題だけでなく、気力の限界ということもあり、またよい議論ができるとも思えない。部会をまたもつことはできないのか。
- 金井部会長： 事務局いかがか。
- 事務局： 27日には部会案としてまとめることが必要である。今後部会をもつことは事実上不可能である。ただし、これ以降の分については全体会の中で修正案のご提示いただくという方法もある。
- Q委員： パートナーシップについては全体をつらぬく、共通の部分である。地域づくりで別の部分もある。
- 事務局： 区民の参画と協働については共通課題として全体会で審議する予定である。全体計画を流す横系のような位置づけになるとも考えられる。
- 金井部会長： 7ページの「協働による地域管理」については全体会でご議論いただく。その他の部分は「ですます」に変えるということであるので、部会案として修正したもので提出する。最後の「男女共同参画社会の条件整備」については加筆されているのでここだけご審議いただきたい。

事務局： 男女共同参画社会の条件整備のご審議の中で委員から提案された意見をもとに加筆したものである。

金井部会長： ここは部会として了承するという事でよいか。

Q委員： 「 様々な主体とのパートナーシップの形成」と「 協働による地域管理」、それらに関連して「 3 多様なコミュニティがあるまち」について議論したいと考えている。

金井部会長： 「 3」「 外国人との交流の促進」を除く全体ということでよいか。全体で議論する部分を残したということで、部会で審議する責任は終了した。

事務局： 全体会は 27 日、午後 6:30 から議員協議会室で開催する。よろしくお願ひしたい。

金井部会長： 部会案は大枠が固まったということで本日は閉会とする。

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修正案の審議・・・合意</li><li>・ 部会案の大枠を決定</li><li>・ 残りは、次回の全体会で審議</li><li>・ 次回開催日程 下記参照</li></ul>
提出された資料等	- 5 - 1 基本構想審議会（第 1 部会）「政策・施策体系 部会案」
その他	各部会ともに全体会での審議 次回、全体会の開催日程は、11月27日午後6時30分開催